

超音波骨評価装置 貸出し制度規則

(制度の本旨)

第1条 本制度は、当会が所有する超音波骨評価装置及び付属装置（以下、装置等という）を会員の為に貸出し、もって会員の施術所経営の向上並びに国民の健康増進に寄与することを本旨とする。

(目的)

第2条 本規則は前条に定める制度の本旨を円滑に運用する為に、必要な規則を定めることを目的とする。

(装置等)

第3条 当会は、理事会の決定により、必要な装置等を購入することができる。

(貸出しを受けることができる会員)

第4条 装置等の貸出しを受けることができる会員は、月会費及びレセプトの納入・提出を履行している会員とする。

(貸出しの申込み)

第5条 貸出しを受けようとする会員は、別紙様式1により申込むものとする。
2 前項の場合、会員が施術所開設者でない場合は、開設者の同意を明らかにする署名・押印を必要とする。

(審査・通知)

第6条 会長は、貸出しの適否を審査する為、理事の中から審査担当者を指名するものとする。
2 前項の審査結果は、速やかに会員に通知する。この場合、申込者の多寡等により貸出し期日の変更・調整を行うことができるものとする。

(貸出し期間)

第7条 貸出し期間は3ヶ月以内とする。

(禁止事項等)

第8条 貸出しを受けた会員は、装置等の適正な使用に注意する義務を負うものとする。次の各号の行為は禁止する。
一 他人に又貸し、又は使用させること。
二 設置場所を変更すること。
三 目的外使用に供すること。

(返 還)

第9条 会員が、退会又は休会したときは、直ちに返還しなければならない。

2 前項の他、前条各号に定める禁止行為があった場合、並びに実務打合せ会が認めた場合も同様とする。

(契約・経費負担)

第10条 貸出し承認の通知を受けた会員は、速やかに念書(別紙様式2)を提出するものとする。

2 会員への貸出し料は無料とする。但し、貸出しを受ける会員は装置等を設置したとき、第12条に定める指定業者に、その実費を支払うものとする。

(会員の責任)

第11条 貸出しを受けた会員は、その管理に注意し、通常の使用に伴う故障等以外の破損・故障等にかかる修理費用等を負担するものとする。

2 会員の責任に起因する事故・故障で修理不能に至った場合、当該装置等の原価償却後相当価格を支払うものとする。

(保守等の委託)

第12条 装置等の移動、設置、取扱い説明、撤去等並びに保守・修理については、実務打合せ会で指定する業者に委託するものとする。但し、移動については、運送業者に委託することができる。この場合、貸出し期間満了時の指定業者による保守点検は必ず受けなければならない。

2 前項但し書きによる場合、当該会員は運送時の損害賠償保険に加入することを要する。

3 前2項の場合、会長は、その都度業者に対し必要な報告を求めるものとする。

(報 告)

第13条 会長は、第6条に定める理事をして、随時理事会に本制度の運用状況を報告するものとする。

(細部委任)

第14条 本規則による他、運用細部については実務打合せ会の決定によるものとする。

(施 行)

第15条 本制度は平成16年7月1日から施行する。

使用者各位

J B 日本接骨師会
会長 荻原 啓二

超音波骨評価装置貸出に係る注意事項について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素、当会会務につきましてもご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、超音波骨評価装置の使用については下記禁止事項及び注意点を遵守され、適正且つ安全な使用をお願い致します。

敬具

記

『禁止事項』

1. 申込者（使用者）以外の者への又貸し、及び使用させること。
2. 使用場所（設置場所）の変更
3. 患家等への持込使用
4. 当会指定業者以外の者による本装置の移動、設置、撤去等
5. 目的外使用に供すること。
(インターネット、メール、はがき印刷、写真印刷、他のアプリケーションソフトのインストール等)

『注意事項』

1. 本装置の保管及び取扱いは、申込者（使用者）の厳重なる管理責任のもとに行うこと。
2. 貸出し期間満了後は速やかに当会指定業者に連絡の上、本装置を返却すること。
3. 当会指定業者による取扱い指導を遵守すること。
4. 本装置の使用については「超音波骨評価装置貸出し制度規則」を遵守するとともに、会長からの指示、決定等があった場合はそれに従うこと。

以上